
「一般振替DVPによる資金のネッティング」と証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第9条との関係について

－ 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 －

日証協・平15・9・12

本協会は、「一般振替DVPによる資金のネッティング」と証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第9条との関係について、営業ルール照会制度に基づき照会を受けた事項について、9月12日、照会を行った会員に対し回答を行うとともに、その内容を内部管理統括責任者に通知（日証協（店企）15第287号、日証協（特会）15第80号）した。

照会事項及び本協会の回答は、それぞれ以下のとおりである。

I. 照会事項

一般振替DVPにおける資金ネッティングと証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（以下、「府令」という。）第9条においては、信用取引と明示しない取引について、顧客に未決済勘定が生ずることとなる場合に、いわゆる差金決済を禁止しているが、以下の点について、照会する。

- ・ 証券会社Aの顧客であるBが、取引所市場外取引を行った場合、その決済（一般振替DVPによる決済を含む。）においては、そもそも決済履行時限が存在せず、従って、未決済勘定が発生しないことから、当該府令に抵触するものではないと解してよい。
- ・ 証券会社Aの顧客であるDVP参加者Cが、証券会社Aを通じて取引所市場又は店頭市場において日計り売買等を行い、証券会社Aと顧客Cとの間の決済を一般振替DVPで行った場合、顧客がDVP参加者であるが故に一般振替DVPのスキームの下で決済することとなる。その結果、清算機関を介する取引は、DVPにより同時に債権債務を履行することから、決済時限に差は生じず、未決済勘定が発生しないことから、当該府令に抵触するものではないと解してよい。

II. 照会事項に対する回答

貴見のとおり取り扱って差し支えありません。